



佐賀県公報

平成17年
7月29日
(金曜日)
第12636号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間

(四一五・危機管理・広報課)

○自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等

(四一六・")

◎佐賀県建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正

(四一七・建設・技術課)

公 告

○収去飼料の試験結果の概要

内水面漁場管理委員会事項

○漁業法に基づく水産動物の採捕の禁止

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十七年七月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

募集期間 平成十七年八月一日から同年九月八日まで

◎佐賀県告示第四百十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条及び第百十八

条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十七年七月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
男子	平成一七年九月一六日 (筆記試験)	佐賀市栄町二番一号	佐賀県農協会館
		唐津市西城内六番三三号 伊万里市新天町六六三 武雄市武雄町武雄五五三 八番地一 鹿島市納富分二六四三番 一号	唐津市民会館 伊万里商工会館 武雄市文化会館 鹿島公民館
女子	平成一七年九月二〇日 二一日 二二日 (口述試験、身体検査)	神埼郡三田川町大字立野 七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地
		神埼郡三田川町大字立野 七番地 七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地 陸上自衛隊目達原駐屯地

◎佐賀県告示第四百十七号

佐賀県建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則(昭和二十四年佐賀県告示第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年七月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

第二条中「佐賀市城内一丁目佐賀県庁土木部監理課」を「県土づくり本部建設・技術課」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「午前八時三十分から午後五時まで」を「午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成17年5月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成17年7月29日

佐賀県知事 古 川 康

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の種類 飼料の名称	製造 年月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	
理研農産化工株式会社 飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	理研農産化工株式会社 飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	肉用牛肥育用配合飼料 肉牛エリート3号	H17年 5月	13.7	2.8	4.6	7.2	1.37	0.64	
		混合飼料 混合飼料3号	H17年 5月	8.2		3.0	1.0			
ジェイエイ北九州くみあい飼料株 式会社 長崎工場	佐賀県経済農業協同組合連合会唐 津飼料中継所 佐賀県唐津市双水向津留2971番地 1	肉用牛肥育用配合飼料 くみあい配合飼料 佐賀牛10号前期	H17年 5月	14.5	3.9	5.3	2.9	0.16	0.42	
		肉用牛肥育用配合飼料 くみあい配合飼料 佐賀牛5号	H17年 5月	13.8	2.7	5.0	2.7	0.17	0.42	
スクレッシング株式会社 九州 工場 佐賀県伊万里市山代町楠久929番 地	ワリネット株式会社 佐賀県伊万里市山代町楠久929番 地	海産魚(育成用)配合飼料 MP5.0スベシヤル	H17年 5月	37.4	30.9	2.9	8.2	1.42	1.25	
ワリネット株式会社 本社工場 佐賀県伊万里市山代町楠久929番 地		海産魚育成用配合飼料 協同印 ベスト80	H17年 5月	56.0	6.9	1.9	15.7	3.84	1.10	
門司飼料株式会社 門司工場 福岡県北九州市門司区小森江一丁 目3番1号	佐賀県食糧株式会社 佐賀県佐賀市兵庫町藤木1177	肉用牛肥育用配合飼料 まるば印配合飼料 鮮	H17年 5月	13.4	4.0	6.7	6.2	0.93	0.43	

○ 内水面漁場管理委員会事項

●佐賀県内水面漁場管理委員会指示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、佐賀県内水面漁業調整規則（昭和二十六年佐賀県規則第五十二号）第三十九条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成十七年七月二十九日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内 川 和 美

一 禁止期間

平成十七年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで

二 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側三百メー

トル及び下流側三百メートルまでの佐賀県の区域

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課平成十七年七月二十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷